

## 【子育て世帯応援特別給付金 Q&A】

- 1 ●9/30 現在で本市に住民登録のある児童を対象にしているとのことだが、10月以降に本市に転入してきた場合、対象となるのか。  
→9/30 現在で本市に住民登録のある児童を対象としていますので、10月以降本市への転入となれば給付金の対象となりません。
- 2 ●申請が必要な方の申請方法等詳細な手続き方法は。  
→申請対象の方には申請書を12月上旬以降に送付いたしますので、郵送または来所して申請をしてください。申請対象だが、申請書が届かなかった場合には、市ホームページよりダウンロードして提出するか、コールセンターまでお問い合わせ下さい。なお、コロナ禍の状況も踏まえ、可能な限り郵送での申請をお願いします。
- 3 ●申請はいつからか、また申請期限はいつまでか。  
→12月上旬以降に申請書を発送予定で、順次受付を行います。  
申請期限については、2月末日（新生児分については、令和5年5月1日まで）を予定しております。
- 4 ●申請が必要な方（公務員等）の支給時期はいつか。  
→申請受付後は速やかに審査し、随時支給する予定です。支給時期については、申請受付後に送付予定の通知で確認をお願いします。
- 5 ●申請したらすぐ給付金を受け取れるか。  
→申請受付後は速やかに審査いたしますが、審査に一定程度時間を要することから、申請書受領後すぐに指定口座に振り込むことは難しく、1ヶ月程度かかる場合もありますので、早めの申請をお願いします。
- 6 ●子育て世帯応援特別給付金の支給対象者（養育者）に所得制限はあるのか。  
→給付金の支給対象者（養育者）に所得制限はございません。
- 7 ●子供が9/30 現在、一人で本市の寮に住んでいて、養育者は本市に居住していないのだが、給付金の支給の対象となるのか。  
→9/30 現在で本市に住民登録のある児童を対象としていますので、9/30 現在住民登録がある児童であれば、給付金の支給の対象となります。
- 8 ●9/30 現在本市に住民登録があり、本市から児童手当を受給しているが、子供は市外へ8月に転出となった。給付金の支給の対象となるのか。また、対象となる場合申請は必要か。  
→養育者が9/30時点で本市に住民登録があるので、対象となります。  
なお、本市より児童手当を受給しているので、申請は不要です。

9 ●夫（主たる生計維持者）が市外に住んでいるが、妻と子が本市住んでいる。妻でも申請できるのか。

→妻でも申請できます。なお、夫が本市から児童手当を受給している場合は申請不要です。